

都市基層大衆の自治組織と移入者の定着 中国上海市の事例を通して

応 集

要 旨

众所周知、中国自改革开放政策实施以来出现了大规模的由农村向城市的人口流动。这一社会现象已成为社会科学界急需解决的重要课题之一。本文在整理、掌握了有关城市居民委员会的设立过程、活动内容、双重性质等的基础上，着重进行城市居民委员会对城市迁入者在政策、接待方式等方面的分析。明确城市居民委员会在自发迁入城市者的生活的各个侧面所起到的作用。以城市居民委员会会对迁入城市者的生活所产生的影响为重点，就自发迁入城市者在城市实现定居的可能性进行探讨。

キーワード……「居民委員会」「社区」都市移入者 定着

はじめに

今日、中国では、改革開放政策が社会の深層にまで浸透しつつある。その政策の実施によって、沿海地域、とくに都市部が極めて急速な変容を成し遂げた。一方、内陸農村部の発展はかなり遅れている。都市と農村の間、ハード・ソフトの両面にわたってさまざまな格差が生じている。結果的に、それが農村戸籍保有者の都市移入率を高めた主な要因となる¹⁾。1990年代前半から半ばにかけて都市移入者の数は急増して、農村労働力の10～15%程度、すなわち5,000～8,000万人が都市に移動してきた²⁾。予想を超えた大規模な都市移入の発生に対応して、当局は戸籍の管理を強め、移入者に「三証」(「暫住証」、「務工証」および「許可証」)の申請と常時携帯を要求した。移入先の行政機関において登録及び「三証」の申請を行わなかった移入者は、都市の違法滞在者として取り扱われ、移出先へと強制送還される。これらの人口管理対策の実施が都市行政機関の重要な任務の一つとなっている。都市基層大衆の自治組織である「居民委員会」(以下「居委会」と略記する)がその協力機関として大きな役割を果たしている。各「居委会」は、管轄地域内に移入してきた人たちの基本的データ、すなわち、移入時期、出身地域、同居人数、居住条件、職業などを把握し、彼(彼女)らの「暫住」登録申請を監督する。同時に、地域内の衛生管理や民事紛争の調停なども「居委会」の任務と定められているため、移入者と地元住民の付き合い、たとえば「外来嫁」³⁾と家族成員や近隣との関係、移入者と家主や近隣との触れ合いなどにおいても、「居委会」が重大な責任を持たされている。また、地域住民

への生活サービス供給も「居委会」活動の一項目であり、「居委会」がサービス提供に必要なクリーニング屋、家政婦紹介所や飲食店などを経営するに至って、移入者との直接的な関わりはさらに増大している。

2000年11月3日に「民政部の全国に都市社区建設を推進することに関する意見」（《民政部關於在全国推進城市社区建設的意見》）が公布された。「社区」の画定を提唱し、都市基層大衆の自治組織である「居委会」の地域性及び自治性を強めようとしたのである。それゆえ、「居委会」と都市移入者との関係はより一層深まる可能性が大きいと推測できる。本稿は、以下の二つの点を詳細に検討することを目的とする。すなわち、(1)「居委会」及び「社区居委会」の設立過程、活動内容や性格などを把握する、(2)法的に認められている唯一の基層大衆の自治組織である「居委会」が、都市移入者の定着において果たしている役割を明確にする、ことである。

一 都市基層大衆の自治組織である「居民委員会」

近年、日本では、中国における都市基層大衆の自治組織に関する研究の成果が続々と発表されている。たとえば、「中国都市居民委員会」⁴⁾は、1954年に公布された「都市居民委員会組織条例」「城市居民委員会組織条例」及び「都市街道事務所組織条例」（「城市街道弁事処組織条例」）の主な条文を厳密に説明しながら、1970年代までの「居委会」の設立過程、ならびにその組織・性質・任務に関して綿密に分析している。また、「上海・居民委員会の構造」⁵⁾において、上海市を中心に行った調査の結果を踏まえて、「居委会」の組織構成、活動項目や「街道弁事処」との関連などを明らかにしている。さらに、『都市居民委員会組織法』と居民委員会の性格及び活動⁶⁾、「上海における居民委員会」⁷⁾や「現代中国の都市居民委員会におけるコーディネート機能」⁸⁾などの論文では、さまざまな側面から「居委会」という中国都市基層大衆の自治組織について検討している。一方、中国国内では、「社区」に関する研究の一部として、「居委会」の成立や任務などが言及されるケースが多い。たとえば、『從伝統到現代——当代中国社会转型研究』⁹⁾、『社区民主与治理：案例研究』¹⁰⁾、『中国城市社区』¹¹⁾などがその代表的なものである。ここでは、これらの先行研究を紹介しながら、「居委会」の設立過程、活動内容およびその二重性格について検討していこう。

1. 「居委会」の設立過程

中国の主要都市における「居委会」の設立過程は地域によって相違が見られるとの見解がある。安原は、「上海・居民委員会の構造」において、「居委会」の成立に関する王小眞の分析を紹介している¹²⁾。王は、「居委会」の成立事情に違いが生じており、主に天津の間接指導型、北京の直接指導型および上海の自生型という三つのタイプがあると指摘している。天津タイプと

は、人民政府による間接的指導のもとで「居委会」の成立および活動の展開が行われたものである。北京では、解放直後には市域に住民の近隣自主組織がなく、政府関係者が直接に指導を行ったのである。それから、上海の場合、住民組織はもともと住民の近隣互助組織から出発したものであり、はじめから非政権の性格が比較的強かったのである。以下、本論が取上げる上海の自生型の「居委会」の成立過程について述べることにする。

上海では、1950年に爆撃を受けたため、近隣地域のなかから防空救護隊が組織された。後に、全市の各居住地域に人民冬防服務隊が成立した。それが、1951年4月20日、上海市政府および市政協商委員会によって開催された上海市街道居民代表会議において「居委会」と改名されたのである。1952年7月、上海市政府は「上海市居民委員会組織暫定弁法草案」を公布し、「居委会」が大衆の自治組織であると明確に定められた。そして、1952年末まで、上海市90%の居住地域に「居委会」が設立されており、その数は3,891にもなった¹³⁾。「居委会」の数の増加は、後ほど政府から政策・方針の伝達や社会治安維持の協助などの活動の展開が求められることに直接結びつくことになる。

1951年～54年の間に、「居委会」が中国の主要都市に広がっていった。そのため、1954年12月31日「都市居民委員会組織条例」(「城市居民委員会組織条例」)が公布された。國谷はその条例に基づいて、「都市居民委員会組織」を次のように概観している¹⁴⁾。すなわち、「居民委員会は市(区)人民委員会またはその派出機関(街道事務所)の指導の下に設立される。規模は、一般に100戸から600戸(約500人から3,000人)であり、『公安戸籍区の管轄区域』と『住民の居住状況』を参照するものである。『住民の居住状況』とは、(1)自然条件『里弄』・『街道』や建物、(2)社会的状況 住民の階層、生活程度・文化程度、の両者である。これを参照して活動に都合のよいように範囲を決定するというのだが、一般に、里弄や胡同を単位としていると思われる。組織の構成は、居民委員会 居民小組 戸となっており、また、活動を指導するものとして居民委員会 工作委員会がある。……」とする。

しかし、1958年から1979年の間、「大躍進」運動をはじめ、「人民公社」化運動や文化大革命など、一連の政治運動が展開されたなかで、「居委会」の組織構成、性質、活動内容が数回にわたって変更された。1979年には、全国人民代表大会が1954年に公布された「都市居民委員会組織条例」をあらためて強調し、「居委会」の名称を回復した¹⁵⁾。党支部書記、居民委員会主任および婦女代表大会主任が「居委会」の指導者グループとなった。「居委会」には、治安保衛、調停、衛生、文教、民政福祉という六つの「工作委員会」が設置された。その後、1982年12月の「中華人民共和国憲法」第111条において、「居委会」は基層大衆の自治組織であると定められたと同時に、「居委会」には人民調停、治安保衛、公衆衛生などの各委員会が置かれて、その居住区の公共事務と公益事業をつかさどり、民間の紛争を調停し、社会治安の維持に協力し、かつ人民政府にたいして、大衆の意見および要求を反映し、提案を行うと規定されている¹⁶⁾。

1989年12月26日、全国人民代表大会は「中華人民共和国都市居民委員会組織法」(以下「組

織法」と略記する）を公布し、居民委員会の性質、任務、組織と機能をより一層明確にした。

「組織法」第二条は、「居民委員会は住民の自己管理、自己教育、自己サービスの基層大衆の自治組織である。区を設置しない市、市管轄区の人民政府あるいはその派出機関は居民委員会の工作に、指導、指示および援助を与える。居民委員会は、区を設置しない市、市直轄区の人民政府あるいはその派出機関の工作の展開を協助する」¹⁷⁾と明記して、「居委会」の性質、ならびに他の行政機関との関係を明らかにした。「居委会」の設立に関して、「組織法」の第六条は次のように定めている。すなわち、「居民委員会は住民の居住状況に基づいて、住民自治の原則に照らして、一般に百戸ないし七百戸の範囲で設立する。居民委員会の設立・撤廃・規模調整は、区を設置しない市・市管轄区の人民政府の決定によるものとする」とされている。また、「居委会」は「主任・副主任と委員5名ないし9名から構成される……」（「組織法」第七条）のである。「組織法」の実施によって、1954年の「都市居民委員会組織条例」は廃止された。中国民政部の統計¹⁸⁾によると、1995年末までに、全国で11.19万個の「居委会」が設立された。1999年末には、「居委会」の数は11.5万個に達した。

2. 「居委会」の活動内容

地域住民の生活の各側面において、「居委会」の活動は展開されている。「組織法」の第三条では、「居委会」の果たすべき任務として活動内容を以下のように規定している。

すなわち、(1) 憲法・法律・法規および国家政策の宣伝、住民の法的権益の保護、住民の法に基づく義務教育、公共財産の愛護、各種社会主義精神文明建設活動の展開；(2) 地区住民の公共事務と公益事業の事務処理；(3) 民間の紛糾の調停；(4) 社会治安維持の協助；(5) 人民政府あるいはその派出機関がおこなう住民利益に関する公共衛生・計画生育・優撫救済・青少年教育等の工作を協助する；(6) 人民政府あるいはその派出機関に対して住民の意見・要求および提案を反映するといった内容である。

このように、「居委会」は実にさまざまな種類の活動を行っている。しかし、その活動の多くは、特に住民にサービスを提供することであり、彼（彼女）らの利便に資する活動の数々はあくまでもその「居委会」の管轄地域に在住する都市戸籍保有者を対象にしたものである、ことに注意しなければならない。たとえば、民政福祉、文化教育、住民の法的権利の保護、そして意見・要求および提案の反映などにおいて、都市戸籍が獲得できていない移入者はその対象外とされている。一方、国家政策や法律の宣伝、治安維持への協力などの活動では、都市戸籍保有者ではない移入者も対象となっている。それは、特に1990年代の後半まで、都市移入者が社会の不安定をもたらす主な要素であるとみなされて、都市社会の安定を図るため、移入者への政策宣伝や法的教育が必要不可欠であるとの認識が当局にはきわめて強かったからである。そのほか、「居委会」が自ら行う諸々のサービス事業の経営には、都市移入者との接触が多く見られる。最も典型的な例としては、家政婦紹介所の経営が挙げられる。家庭サービス業に従事す

る一部の都市移入者はそれらの家政婦紹介所に登録を行い、仕事の紹介や雇い主との交渉などを依頼している。以上で指摘したように、広範にわたって行われている「居委会」活動において、都市移入者が対象になるものとそうでないもののがはっきりと分かれている。このことは「居委会」が持つ二重性格によって解釈することができる。

3. 「居委会」の二重性格

「居委会」は法制化された都市基層の大衆的自治組織である。「憲法」および「組織法」の中に、その自治性が明記されている。しかし、一方では、「居委会」が強い行政的性格を有している。それは、「居委会」が市、市管轄区の人民政府あるいはその派出機関の指導、指示および援助を受ける（第二条）、居民委員会の設立・撤廃・規模調整は、区を設置しない市・市管轄区の人民政府の決定によるもの（第六条）などの「組織法」の条文から、明白に読み取れる。したがって、より正確にいうと、「居委会」は上級政府の指導を受け、当局の容認が受けられる範囲内のみでその自治性を発揮できる組織なのである。

1954年「都市居民委員会組織条例」が公布されてから、日本の研究者は「居委会」の二重性格を指摘してきた。國谷は1954年の条例について、次のように分析している。すなわち、「居委会」の「大衆的性質と自治的性質とは、構成員の点、地域的組織であること、行政組織と一線を画していること、その活動における自力更生に、あるといえる。だがその反面、法制化されていること、行政機関の指導や組織維持の経費の点に現れているように、行政補助組織としての性質を基本にもっている¹⁹⁾。そして、安原は「居委会」の性格特徴について次のように解釈している²⁰⁾。「居委会」は「単純な<住民自治組織>として認識することを許さない性格を有するもの」であり、「執政権党である共産党の指導と深くかかわる住民組織である……その意味で、またその限りで」、「居委会」を「<地方権力>の末端的・基層的組織と認識することもできよう」。同様に、森谷は「居委会」の活動を「自治的活動」と「行政協力的活動」に分けて考えることができると結論している²¹⁾。一方、中国国内でも、「居委会」の二重性格に注目した研究者がいる。たとえば、『從伝統到現代 当代中国社会转型研究』において、劉は次のように論じている²²⁾。都市基層居民組織は自治機能が主要となる自治性組織でありながら、依然として政府の行政に協力し、行政的機能を備えているのである。外来の妨害や破壊に遭遇しないかぎり、「居委会」組織は自治機能が主要であり、行政機能は補助的である住民生活組織である。それと同時に、劉は、その二重機能には相互の根本的な衝突が存在せず、全体と局部の、将来と目前の矛盾のみがある、と主張している。

「居委会」に「自治的」と「行政的」という二重の性格が与えられていることは、都市移入者の生活に大きな影響を及ぼし、彼（彼女）らの都市定着の可能性を大きく左右する要件となる。これについては、「二 都市基層大衆の自治組織と移入者の定着」の部分において詳細に検討する。

4. 「社区」画定による「居委会」の変容

2000年11月3日「民政部の全国に都市社区建設を推進することに関する意見」（《民政部關於在全国推進城市社区建設的意見》）が公布された。その中では、「現有の街道弁事処と居民委員會の管轄区域に対して適切な調整を行い、調整後の居民委員會所轄区を社区地域となし、社区と名づける。これに基づいて、社区居民自治組織を設置する。社区居民委員會のメンバーは民主選挙によって選出され、社区の日常業務の管理に責任を負う。社区居民委員會の根本的な性質とは、党の領導下にある社区住民が自己管理・自己教育・自己サービス・自己監督を実行する大衆的自治組織である」と記されている²³⁾。これを機に、従来の「居委会」に新しい組織づくりが課せられたのである。

(1) 「社区」の定義

「社区」とは community の中国語訳である。1933年アメリカの社会学者 R. Park の論文を翻訳する際に、費孝通などの燕京大学社会学専攻の学生らが、「社区」という言葉を初めて用いた。その後、「社区」は中国社会学の学術用語として一般的に使われるようになった²⁴⁾。「社区」に関しては、中国学者らがさまざまな解釈をしている。たとえば、劉慶龍らは、「社区とは、一定の地域に居住しており、各種の社会関係を結成し、多様な社会活動に従事し、特定の生活様式を有する人々によって結成される社会実體組織である」と説明していた²⁵⁾。吳德隆・谷迎春は、『中国城市建設』において、社区とは「一定地域の中に住む人々の共同生活共同体、より具体的に言えば、一定地域内に発生する各種の社会関係と社会活動、生活様式、帰属感を有する人々からなる、相対的に独立した社会実體」と定義していた²⁶⁾。それから、中国民政部基層政權および社区建設司の観点によると、「社区とは、一つの地域に居住して、さまざまな社会関係と社会団体を結成し、多様な社会活動に従事する人々によって構成される社会区域生活共同体である」²⁷⁾としている。しかし、一方、民政部の呼びかけによって行われた「社区」地域範囲の画定事業では、単に「社区」を新たに設置した行政区域の一種と見なしているにすぎない。結局、中国の都市コミュニティは政府及び執權政党である共産党の直接指導を受ける「街道」と「居委会」が基本単位となる「社区」であると言っても過言ではないだろう。ところで、『邁向新世紀的流動人口管理研究』では、中国の実情に基づいて、「社区」を次のように定義している²⁸⁾。すなわち、「社区とは、現有の街道行政区域を分ける根拠とし、街道弁事処の指導の下で、区域内の企業と住民が共同参加をしている、都市文明の程度及び住民生活の水準を素質目標とする区域建設、管理と発展の社会実體である」。その定義自体は綿密で分かりやすいものではないが、現在中国の都市で画定している「社区」の特徴を指摘したものとして意義があるだろう。簡単にまとめると、「社区」は 1) 旧来の街道行政区域が画定根拠となる、2) 従来と同様に「街道弁事処」の行政的指導を受ける、3) 企業と住民の共同参加が求められる、という特徴を有する。

(2) 「社区」画定後の「居委会」

1950年代から1970年代末まで、中国政府は「街道弁事処」、「居委会」、および「単位」²⁹⁾を通して、都市において強い統治力を行使してきた。しかし、「改革開放」政策が打ち出されて以降、計画経済から市場経済への転換が求められた。その結果、著しい経済発展が成し遂げられたものの、国有企業の倒産が相次ぎ、自発的人口移動が激しくなるなかで、国家の統治力は弱まる一方である。こうした背景のもと、民政部は「社区」の画定を要求して、新しい都市事業として「社区建設」³⁰⁾を呼びかけた。その方策は、大きな社会変動が起こっている中、都市住民の地域生活を円滑に行わせるために施行されたものであり、また、現状の行政の力のみでは行き届かない都市の各側面において、住民自らの力を頼りにして、相互援助の形で、都市地域の問題を解決しようという趣旨が込められているものでもある。たとえば、本来、「単位」は社会福祉や社会保障を提供する主な機関となっていたが、現在では、「社区」がそういった役割の主要な担い手になろうとしている。そして、「居委会」は、「街道弁事処」からの指導を受けながら、「社区」の管理と運営に努める。一般には、一つの「社区」は一つの「居委会」によって管理されているが、時には、複数の「居委会」による共同管理もありえる。

「社区」画定のため、「居委会」の管轄地域範囲を調整した結果、大都市の場合には、その規模は1,000~1,500戸程度まで拡大した³¹⁾。また、「居委会」の活動内容は、従来の日常業務につけ加えて、「社区建設」に関する諸事業も任されるようになった。一方、「社区建設」のスローガンが掲げられたものの、その具体的な内容や実施方法などは明確にされていないのが現状である。したがって、現時点では、「組織法」の第三条に規定されている「居委会」が果たすべき任務のすべてが「社区」内で行われる活動の中心となっている。そのうえ、「社区」内外の資源の動員が重要な活動として「居委会」に課せられた。資源の動員とは、必要な財政を確保するために「社区」内の資源を利用して営利活動の進行、および「社区」外の大学や企業などの支援活動の動員が含まれている³²⁾。具体例として、レストランの経営、市場の設置及び管理や、大学教員を招いて様々な講座を開設することなどが取上げられる。また、「社区」内に在住する老・幼・病・障害者に対する援助活動や住民トラブルの調停、家政婦仲介所の設立と経営などの業務も「居委会」活動の一部である。ここで、一つ注意しなければならない点は、地域によって、上述した業務の一部は「居委会」による有料サービスと住民による自発的な援助活動という二つのパターンで実行されていることである。「単位」社会から「社区」社会に転換しつつある現在、「居委会」に今まで以上の積極的な働きが求められると同時に、地域住民の相互援助・共同参加が大きく期待される。もちろん、各「社区」において、「居委会」活動と自発的住民活動との両者が占める割合は様々である。陳立行が重慶市で実施した調査の結果を通して、「単位」社会の崩壊に伴い、行政主導型のソーシャル・サポートシステムが崩壊しつつある都市社会においては、住民活動が大きな役割を果たしていると指摘している³³⁾。結果的に、「居委会」が自発的住民組織と地域内での共存関係作りを探りながら、当局に課せられた役割を果たしつつ

ていくことになる。

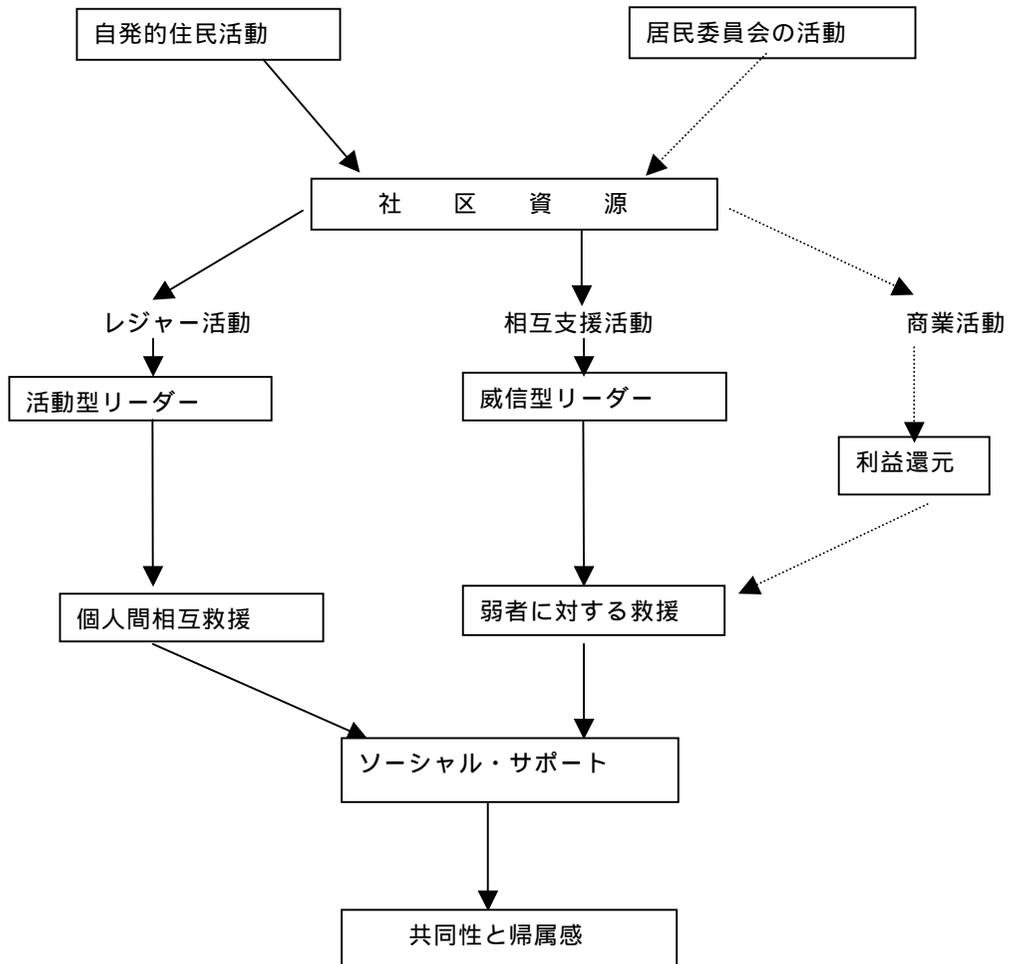


図1 「社区」におけるソーシャル・サポートを達成するメカニズム
出所 陳立行「中国都市における地域社会の実像」菱田雅晴編『現代中国の構造変動5』、東京大学出版会、2000、161頁。

注 直線の矢印は自発的住民活動を表しており、点線の矢印は居民委員会の活動と表す。

図1は、「居委会」及び自発的住民組織の両者が「社区」内でのソーシャル・サポートの達成メカニズムを示したものである。それによると、ソーシャル・サポートを実現するために、「居

委会」が「社区」資源（人的・物的資源を含めて）を利用して、積極的に営利活動を行われなければならない。そこで得た利益を各種の援助事業に還元することになる。しかし、現時点で、「居委会」の営利活動に関する諸制度の不備のために、各地域間は援助事業の量と質の両方に大きな格差が生じてきている。それらの事業や活動を通して、「居委会」と都市移入者が築き上げた関係について、次に論じることにする。

二 都市基層大衆の自治組織と移入者の定着

1980年代初頭以降の「改革開放」政策の実施は中国に大きな社会変動をもたらした。同時に、さまざまな社会問題が顕在化するなかで、農村から都市への人口移動に伴って起こった諸々の問題が最も重要な課題のひとつとして注目を集めた。都市基層大衆の自治組織である「居委会」は、移入者との関わりが極めて多くなり、移入者に対応するための窓口となっているとも言える。この何十年間で、当局が数回にわたって都市移入者への対応策の改善・完備を図った。都市への自発的移住に対して、当局が拒絶するという態度から、一定程度の条件を満たした場合には許可する方向へ規制を緩めてきた。が、当然その条件が依然として非常に厳しいものであることはいうまでもない。「居委会」は、「街道弁事処」の直接指導を受け、当局の対応策の変化に沿って、所轄地域内に居住する移入者との接触を試みてきた。以下では、「居委会」の二重性格、そして「社区」画定後の「居委会」に焦点をおき、筆者が1997年から2002年までの間、中国最大の都市である上海市で実施してきた、地元住民側、移入者側および「居委会」側に関する聞き取り調査³⁴⁾（以下調査とする）の結果に基づいて、「居委会」と都市移入者の定着に関して詳しく検討していこう。

1. 「居委会」の二重性格と都市移入者の定着

上述したように、唯一法制化された都市基層大衆の自治組織である「居委会」には、「行政的」、「自治的」という二つの性格がある。移入者の都市生活には、この二重性格が大きな影響を及ぼしている。ここでは、1997年から実施してきた聞き取り調査を通して、その影響を明らかにしよう。

(1) 「行政的」性格と移入者の都市生活

「居委会」の活動内容は実に多種多様である。その内、都市移入者との関わりが深く、「行政的」性格が強く見られるのは、主として 政策・法律の宣伝、治安維持への協力、公共衛生へ協力、計画出産への協力、という四つの活動である。

政策・法律の宣伝

政府の行政末端機関である「街道弁事処」の直接指導を受けて、所轄地域の住民に憲法、法律、法規および国家政策を宣伝するのが「居委会」の主要な任務である。地元住民のみでなら

ず、都市に移動してきた人たちもその宣伝の対象となる。「居委会」は彼（彼女）らに対して、都市移入に関する政策や法律、条例などに重点をおいて、定期的に宣伝を行っている。実際、「居委会」に対する調査では、移入者を対象とする活動として、所轄地域内にある移入者の住居や店を訪ねて、都市滞在に必要な登録手続きの説明をし、滞在する日数が3ヶ月を超える16歳以上の移入者には、「居委会」が、「暫住人口」としての登録、「暫住証」もしくは「寄住証」の申請や治安管理費及び他の費用の支払いなどを督促するといった具体例があげられている。「居委会」による政策・法律の宣伝活動の展開は、移入者に国の政策を教え、法律・法規の遵守を求めることによって、都市社会の安定維持を図ろうといった目的があると考えられる。そして、宣伝活動を行うための度重なる移入者の住居や店への訪問は、「居委会」に移入者と直接かつ密接に接触できる機会を持たせることになる。それを機に、「居委会」は、人数をはじめ、出身地、家族構成、居住状況、仕事内容や経済状況など、所轄地域内に滞在する移入者のあらゆる情報を随時把握することが比較的容易にできるようになる。結果的に、「居委会」によって収集された移入者の個人情報や移入者を管理するための基本的な資料となる。こういったことから、「居委会」は移入者の監視役となっていると考えてもいいたろう。

一方、移入者の多くは「居委会」の宣伝を通して都市居住の実現に必要な情報を獲得し、都市生活の長期化を図ろうとしている。都市移入者側への調査では、調査対象者の3割が、「居委会」の宣伝によって、都市滞在に関する政策や条例などを知ったと答えている³⁵⁾。「居委会」によって行われていた宣伝の主な内容を見ると、「暫住証」あるいは「寄住証」の申請方法のみにとどまらず、子どもの就学や戸籍変更などに関するものも少なくない。特に「外来嫁」調査では、このような事例がよく見られた。「外来嫁」のように、都市戸籍保有者と結婚した場合にも、それを理由に戸籍所在地を変更することは殆ど不可能である。さらに、生まれた子どもの出生届も、母親の戸籍所在地において提出することが規定されている。戸籍変更が実現できないままでは、都市生活に様々な支障を生じさせてしまうのである。従って、移入者は、「暫住証」、「寄住証」の申請方法に対してと同様に、戸籍変更に関する政策動向や法律規定にも大きな関心をよせている。移入者にとって、「居委会」からの情報収集は都市生活をより一層安定させるための重要な仕事である。

治安維持への協力

「居委会」は移入者を対象にした宣伝活動の実施を通して、法律、法規の遵守を求め、治安維持への協力を果たしている。それと同時に、治安を維持するために、公安局や派出所の仕事への協力が主要な任務として「居委会」に課せられている。「居委会」は所轄地域内に滞在する移入者のあらゆる情報を収集して、派出所に提供しなければならない。この場合、「居委会」は公安機関の情報源となっているとも言える。その上、「居委会」が移出地への移入者の強制送還にも直接関わっているのである。「居委会」が移入者の登録状況、就労状況などを調べて、法律、法規違反の疑いがある移入者を公安機関に検挙する。それを受けて、公安機関は一定の地

域内で厳しい取調べを行い、法的違反を起した移入者を拘束する。拘束された移入者の殆どは戸籍所在地への強制送還を受けざるを得ない。実際、筆者が「居委会」の調査を実施していた最中にも、検挙された移入者7人の送還が行われた。彼（彼女）らは a.登録手続きをしていない、あるいは登録手続きの更新・延長が行われていない、b.安定した職業を持っていない、もしくは不法とされている職業に就いている、という理由によって検挙され、送還を受けたのである。

また、治安維持への協力は「居委会」の「行政的」性格の表れでありながら、「自治的」性格を示すものでもある。というのは、「居委会」が元々自分たちで地域の安全を守ろうといった発想から自発的に形成された住民組織であるからである。所轄地域内の居住者の安全を守るのが「居委会」の最も重要な役割である。「居委会」側への調査では、地域の地元住民を組織して、交代制で町内をパトロールする活動が一般的になっていることが明らかになった。住民のパトロール隊が夜間に町内を見回り、不審な点について確認をして、注意を促がす。多くの地域において、パトロール隊の参加者は地元住民のみである。一方、近年新しく造られた分譲住宅団地では、移入者の居住が目立ち始めて、移入者によるパトロール隊への自主参加も見られるようになった。

公共衛生へ協力

「居委会」における公共衛生への協力は、ハエ、蚊、ネズミやゴキブリの消滅などが仕事の中心となっている。より清潔できれいな地域環境を作り上げることが目標である。1990年代、移入者が急増するにつれて、都市人口密度が高まり、公共衛生にも悪影響を及ぼすのではないかと懸念が大きくなっていった。実際、衛生習慣において、移入者と地元住民との間にはかなりの違いが見られる。地元住民側への調査では、移入者の増加が地域にもたらした影響に関する質問に対して、調査対象者の29.4%が環境・衛生面が悪くなったと答えていた³⁶⁾。さらに、調査では、7割近くの方は移入者と付き合いがないことが明らかになっていた。その理由を聞いたところ、「時間やきっかけがない」(23.5%)、「言葉が通じない」(18.8%)、「生活習慣が違う」(16.5%)などのほかに、「ごみが多くて、汚い」(11.6%)との回答もあった。このような調査結果から、地元住民の一部は公共衛生の維持に対する不安や衛生習慣の違いに対する不満を持っており、それが移入者の受け入れを拒む原因となると推測できる。一方、所轄地域内に滞在する移入者に対して、「居委会」は衛生常識やごみの出し方などを宣伝している。また、公衆トイレの利用者が増加することを予測し、新しい公衆トイレの設置に力を入れる「居委会」もある。移入者によって形成された建築チーム（「建築隊」）が比較的多く滞在している地域の「居委会」は特に公衆衛生に注意を配って、衛生知識の宣伝を通してよい衛生習慣を身につけようと呼びかけ、建築チームの協力を求めることにしている。

計画出産への協力

周知のように、中国では計画出産政策を実施している。「居委会」は地域内にある各家庭の出

産状況を把握し、国の方針の伝達及び避妊措置などに関する具体的な指導を職務の一環として担っている。このような活動を通して、「居委会」は計画出産政策の施行に大いに貢献してきた。ところが、近年、都市における移入者の増加によって、計画出産の実施に支障が生じ始めたのである。移入者の中に、「暫住」登録の手続きを行わず、計画出産政策から逃れようとする人たちがいるとの摘発が多くあった。たとえば、1997年上海市の計画出産統計資料³⁷⁾によると、上海戸籍保有者の計画出産率が99.55%となっているのに対して、移入人口のそれは75.04%にとどまっているのである。この一年間で、上海市において、計画外出産を行った3,545人のうち、移入者は3,272人であり、全体の92.3%を占めていることが明らかにされている。移入者は相対的に高い流動性を持っているから、移入者家庭における計画出産の実施状況を明白にすることは比較的困難であると推測できる。このような状況の中で、「居委会」は移入者の就労状況や居住状況などに関する情報を収集すると同時に、移入者、とりわけ既婚女性移入者に対して「生育联系卡」（出産連絡カード）の申請を督促して、計画出産政策を守ろうと呼びかける。さらに、必要があれば、避妊法の紹介や避妊薬の配布などの活動を行うこともある。

(2) 「自治的」性格と移入者の都市生活

「居委会」が行っている多様な活動のなかで、「自治的」性格を顕著に示し、移入者の都市生活に大きな影響を与えているのは次の二つの内容である。すなわち、地域生活サービス、住民間の紛争の調停、である。

地域生活サービス

「組織法」の第四条において、「居民委員会は便民利民の地域サービス活動を展開し、関係サービス業務を振興する。居民委員会は当委員会の財政を管理し、いかなる部門も単位も居民委員会の財産所有権を犯すことはできない」としている。地域によって、「居委会」が提供する地域生活サービスの内容が異なってくる場合もあるが、主として次のような活動が中心となっている。すなわち、老・幼・病・障害者に対する援助活動、家政婦仲介、冠婚葬祭の協力、雑貨屋、飲食店や家電修理店のような地域住民に利便を資する店の経営などである。これらの活動の一部に移入者の関わりが目立ち始めている。たとえば、移入者側への調査では、家事サービス業に従事する女性移入者二人ともが「居委会」の家政婦紹介所において登録手続きをし、仕事を紹介してもらった経験があると答えた。また、「居委会」が経営している市場で果物売り場や野菜売り場を借りて、商売をしているケースがある。「居委会」が行う地域生活サービス活動への移入者の参入が、「居委会」の営利活動を比較的容易に進行させたと考えられる。さまざまな営利活動の展開は「居委会」に必要な運営資金の獲得を保障することになった。この意味で、「居委会」にとって、移入者が資金作りの協力者であるとも言えるだろう。一方、移入者の多くは「居委会」から就労機会を与えてもらうことを志望している。非公式な仕事場への就業が一般的である移入者にとって、「居委会」による就労先の紹介あるいは仕事場の直接提供は、安

定した収入、安定した都市生活と直接に結び付けられる良いチャンスである。結果的に、居住地域内にいる地元住民と同等な立場で地域生活サービスを楽しむことのできない都市移入者の一部が、地元住民に生活サービスを提供する活動への積極的な参与によって、都市での長期滞在を実現させようと期待することになる。

住民間の紛争の調停

住民間の紛争の調停は、「居委会」の重要な仕事であり、「自治的」性格を最も強く表している活動項目でもある。その具体的な内容は、所轄地域内の住民が家族構成員間もしくは近隣間の不和を訴え、その調停を申し出た場合、「居委会」が当事者に対して、じっくりと説得を行うものである。問題を解決するために、当事者の勤め先とも連絡を取り、協力を求めることもある。近年、移入者の急増をきっかけとして、調停の件数も増える傾向にある。「居委会」側及び都市移入者側への調査結果において、「外来嫁」と家族構成員メンバーとの不和や移入者と近隣の地元住民とのトラブルが起こったことがあることが確かめられた。その中でも、「外来嫁」と家族構成員及び近隣との付き合いから生じてきた問題が最も顕著になっている。それらの問題の殆どは生活習慣の違いもしくは言葉が通じないことに起因したものである。「居委会」は移入者あるいは地元住民から紛争の調停を要請された場合、まず当事者らの話をそれぞれ聞いたうえで、調停に着手する。調停を担当する「居委会」幹部の話によると、移入者と近隣との付き合いはそれほど多くなく、公衆施設や公衆スペースの利用に問題が集中している。このようなケースでは、地元住民が移入者に対する不満を訴えて、「居委会」に問題解決を要請する例が極めて多い。また、「外来嫁」の場合、地元住民の家庭生活に直接入っているため、他の移入者に比べて地元住民との触れ合いの度合いが非常に高くなる。そのため、地元住民との間に葛藤が生じやすい。近隣関係よりも家族関係に不平不満を感じて、「居委会」の幹部らに訴える件数が相対的に多い。このようなケースでは、地元住民のみならず、「外来嫁」自身から「居委会」に調停を要請することも少なくない。「外来嫁」の配偶者は、障害者であったり、社会更生を受けた者であったり、安定職を持たない者であったりする者が珍しくない。「外来嫁」への調査では、彼女たちの殆どが結婚した後、その家庭の主要な家計維持者になると同時に、すべての家事の負担者にもなっていることが明らかになった。また、彼女たちは配偶者の家族との付き合いや近隣関係作りなど、さまざまな困難を乗り越えなければならないのが現状である。自分の親族が近くにいない状況の中、彼女たちにとって最も頼ることのできる人は「居委会」の幹部らである。家族関係や近隣関係、さらに夫婦関係まで、都市生活における人間関係作りにおいて苦悩を抱くときには、彼女たちは「居委会」の幹部らに状況を説明して、助けを求める。「居委会」は要請を受けた場合、仲介して当事者双方への説得を行い、できるだけ和解するような方向で調停を進める。

以上、「居委会」の二重性格、すなわち「行政的」性格及び「自治的」性格と都市移入者の定

着に関して検討を行ってきた。このような二重性格を持つ「居委会」が政府と移入者、また地元住民と移入者との仲介役としての機能を果たしている。まず、「行政的」性格がやや強い都市基層大衆の自治組織である「居委会」は移入者の都市生活に大きく関与していることが明白である。政府側の政策・法律の宣伝、そして治安維持、公共衛生、計画出産への協力といった任務を課せられた以上、「居委会」は政策方針に従い、移入者の管理・監視をやり遂げなければならなくなる。こういった任務の実行が移入者の都市生活にかなりの不安と不便をもたらし、移入者の都市定着を抑止する大きな要素となる。しかし、その反面、移入者の一部は、都市滞在の長期化を図るため、「居委会」から都市移入に関連する法律・法規の条文や政策動向などを積極的に聞き出すようになりつつある。というのは、彼（彼女）らは、「居委会」を通じて行行情報収集が都市生活の安定と直接に結びつく重要な作業であると確信しているからである。また、「居委会」は、地域生活サービスや住民間の紛争の調停などの活動を通して、移入者に一定程度の方便を提供している。地域内に起こった移入者と地元住民とのトラブルや、「外来嫁」と家族成員あるいは近隣との不和の調停において、「居委会」は大きな役割を果たしている。さらに、「居委会」の商業活動には多くの移入者が参加している。移入者が居なくては、「居委会」の営利活動そのものが成り立たなくなる可能性もあると考えられる。このように、「居委会」の介入は、移入者の都市生活にマイナスの影響を及ぼしていると同時に、プラスの影響も与えている。そして、都市移入者にとっては、「居委会」は都市定着を脅かす存在である一方、時には良い相談役となる必要な機関でもある。さらに、「社区」が画定されて以降、一部の地域では「居委会」と都市移入者との間に新しい関係作りが急速に進んできたのである。

2. 「社区」画定後の「居委会」と都市移入者の定着

「社区」画定が行われた後、一部の「居委会」所轄地域において、「居委会」、地元住民と移入者との間に新しい関係作りが見出されている。特に、新興分譲住宅団地がそのまま「社区」に画定され、一つの「居委会」が所轄する場合、そのような傾向が一層顕著である。都市の新興分譲住宅団地では、移入者家族の姿を良く見かける。彼（彼女）らは比較的高い経済力を有する者であり、住宅の購入を通して都市戸籍を入手しようとしている。もちろん、同じ団地に、家政婦や清掃員として働きに来る移入者もいる。このように、団地の居住者と非居住者に対して、「居委会」がそれぞれ異なる対応を示していることは「居委会」側、移入者側に対する調査から確認される。

「居委会」の幹部らは分譲住宅団地に入居している移入者全員を地元住民の入居者と同様な態度で接している事を強調している。調査対象とした分譲住宅団地の場合、40万元程度の住宅一つを買ったとしても、移入者一人のみが「藍印戸籍」³⁸⁾が獲得できるにすぎない。そのため、子どもの名義で住宅を購入し、子どもの「藍印戸籍」への変更を実現させるのが一般的になっている。つまり、分譲住宅を購入した移入者家族でも、購入名義者を除いて、その他のメンバ

一は「暫住証」の携帯が必要とされる暫住者である³⁹⁾。これに対して、「居委会」側は、団地に入居できた以上、移入者家族全員を地元住民の入居者と同等な立場に立たせることが当然であるとみなす。それゆえ、さまざまな活動を展開する際には、団地に居住している移入者にも活動への積極的な参加を呼びかけている。同時に、移入者家族に他の入居者と同等なサービス内容を提供している。たとえば、家政婦の仲介や英会話教室の受講など、団地内で行われているあらゆる住民サービスを移入者家族も享受していると「居委会」幹部は述べている。幹部らは、現実に「居委会」が行っている様々な活動に対して、地元住民に比べて、移入者家族の参加度が相対的に高いと話している。地元住民の多くが「居委会」の活動に「興味が無い」、「参加したくない」と話しているのに対して、移入者家族のほうはそれらの活動の参加を「居委会」の幹部や他の入居者との付き合いのきっかけとしており、「居委会」の呼びかけに積極的に応じている。移入者家族が、「居委会」との良い関係作りが、都市居住長期化の実現に欠かせない要素であると考えている。というのは、「居委会」が子どもの就学やトラブルの調停などの問題解決において、大きな利便を与えてくれることが可能であると認識しているからである。実際、移入者側への聴き取り調査では、子どもの戸籍変更を早急に許可してほしい、子どもの就学先を地区内の良い学校にしてほしいなどの要請を「居委会」に出したことがあるという回答があった。それらの要請を受けてから、「居委会」は関係する機関に状況を説明して、問題の早期解決に協力を求めたとのことである。一方、「居委会」側も移入者家族との良い関係作りに力を尽くしている。それは、「居委会」の活動を順調に進めるには、移入者家族の支持を獲得することが重要な条件となってきたからである。「社区」が画定する前に比べて、必要な財源を確保するために行われる「社区」内外の資源の動員活動が活発化した。団地に入居した移入者家族が比較的高い経済力を有している人たちであり、「居委会」は彼(彼女)らからの強い支持を期待する。一つの例をあげると、「居委会」が内地地域を救済するための募金活動を実施したとき、移入者家族から大きな支援を獲得できた。そのことが活動の成功に直接に結びついたと「居委会」の幹部が語っていた。このように、「居委会」と団地に入居した移入者家族とはある程度の依頼・依存関係を築き上げているといっても良いだろう。

しかし、非団地居住者である移入者たちに対して、「居委会」は異なる接し方を示している。団地内に働きに来る移住者は少ない。その多くが家政婦やビル清掃員である。調査を行った際、「居委会」は彼(彼女)らを「外地人」や「外来人口」といった差別用語で呼んでいた。「居委会」は団地の「外」と「内」を明白に区別している。「居委会」は公安機関に協力して、治安管理や公衆衛生といった理由で非入居者である移入者たちの取り締まりも厳しく行っている。ここでは、「暫住証」の申請を例に、「居委会」が表している態度の違いを示す。上述したように、移入者が登録を行い、「暫住証」を申請・携帯することが義務であると規定されている。しかし、団地に入居している移入者家族の内、住宅購入名義者を除いて、その他の成員に対しては、登録のみを要求して、「暫住証」の申請などを省略していることが「居委会」の幹部の話

で明らかになった。その理由について、「高い値段で住宅を買ったから、この人たちに『暫住証』の申請および暫住費用などを徴収するとは言いにくいでしょう、本当は『暫住証』を申請・携帯しなくてはならないのだけれど、まあ住宅を買った以上、さらに暫住費用の支払いを要求すると気持ち良くは感じないでしょう。だから、その人たちには要求しないのだ」と「居委会」幹部は話していた。一方、団地に入居していない移入者たちにはすべての手続きを必ず遂行するように強く求めている。このように、「居委会」が団地の「外」と「内」を厳格に区別して、移入者に対してそれぞれ違う対応をしているのである。結果的に、高い経済力を身につけた一部の移入者には「居委会」からの管理・監視が緩められている。彼（彼女）らは活動資金の提供者あるいは活動遂行の協力者として「居委会」の信頼、信用を獲得しているのである。その反対に、都市の最底辺に生活して、生計を維持するため毎日走り回らなければならない移入者たちは、未だに厳しい管理の下に置かれており、不安定な都市生活を送っているのである。

おわりに

本論では、筆者が1997年から2002年までの間に中国上海市で実施した聴き取り調査の結果を踏まえて、都市基層大衆の自治組織である「居委会」と都市移入者の定着に関して論じてきた。都市移入者が増加する傾向が強まっているなかで、移入者の定着問題はより一層重要な課題となろう。「居委会」は政府、または都市地元住民と移入者との仲介役として、大きな役割を果たしている。特に「社区」が画定されて以降、「居委会」と移入者との関わりが密接になった場面も見られる。しかし、移入者全般に対する政府の管理体制が改善されない限り、移入者の都市定着が実現しにくい部分もあるといわざるを得ない。都市が異質共存の場であると言われているなかで、移入者の都市定着の実現をめくって、「居委会」が果たすべき役割をさらに究明することが重要である。

<注>

- 1) この点については、渡辺登・武井慎次・应隽「中国における『出稼ぎ労働者』の都市定着に関する研究」(『人文科学研究』新潟大学人文学部、第99輯、1999年)、66~68頁参照。
- 2) 大島一二『中国の出稼ぎ労働者 農村労働力流動の現状とゆくえ』芦書房、1996年、40頁。
- 3) 都市のなかでは都市戸籍保有者の男性と結婚する農村から移動してきた女性移入者(その殆どが農村戸籍保有者)に「外来嫁」という呼称を与えている。
- 4) 國谷知史「中国都市居民委員会」(『中国研究月報』、第373号、1979年3月号、1979年)1~21頁。
- 5) 安原茂「上海・居民委員会の構造」(青井和夫編『中国の産業化と地域生活』東京大学出版会、1996年)111~164頁。
- 6) 森谷健「『都市居民委員会組織法』と居民委員会の性格及び活動」(『群馬大学社会情報学部研究論集』、創刊号、1995年)129~143頁。
- 7) 根橋正一「上海における居民委員会」(『日中社会学会会報』第5号、1991年)50~63頁。
- 8) 李妍焱「現代中国の都市居民委員会におけるコーディネーター機能」(『日中社会学研究』第7号、1999

- 年) 45～65頁。
- 9) 劉祖云『從伝統到現代 当代中国社会轉型研究』湖北人民出版社、2000年、396頁。
 - 10) 林尚立主編『社区民主与治理：案例研究』社会科学文献出版社、2003年、325頁。
 - 11) 劉慶龍、李会欣編著『中国城市社区』河南人民出版社、2002年、302頁。
 - 12) 安原茂は前掲論文の138～139頁において、王小眞(『論群集自治的城市社区工作組織 居民委員會』上海、1985年)の「居委会」の成立過程に関する分類を紹介した。以下、解放後の「居委会」の成立についての類型分析は王の論文によるものである。
 - 13) 林尚立「上海模式：居民委員會与社区民主」林尚立主編、前掲書、5頁。
 - 14) 國谷知史、前掲論文、9頁。
 - 15) 林尚立「上海模式：居民委員會与社区民主」林尚立主編、前掲書、7頁。
 - 16) 福永安祥『中国と東南アジアの社会学』勤草書房、1993年、31頁。
 - 17) 1989年に公布された「中華人民共和國都市居民委員會組織法」の条文の翻訳は、根橋正一、前掲論文61～63頁による。
 - 18) 劉慶龍、李会欣編著、前掲書、106頁。
 - 19) 國谷知史、前掲論文、13頁。
 - 20) 安原茂、前掲論文、112頁。
 - 21) 森谷健、前掲論文、136～137頁。
 - 22) 劉祖云、前掲書、317～318頁。
 - 23) 2001年11月28日に発表された「中弁国弁發出通知轉發民政部意見 在全国大力推進城市社区建設」
<http://www.cdpc.org.cn/tow/jcb/lbtz.htm>。
 - 24) 傅忠道主編『社区工作基礎知識1000答』中国青年出版社、2001年、1頁、および劉慶龍、李会欣編著、前掲書、1～2頁。
 - 25) 劉慶龍、李会欣編著、前掲書、4頁。
 - 26) 吳德隆・谷迎春編著『中国城市建设』知識出版社、1996年、7頁、および倉田和四生、赤坂真人、殷秀「中国都市社区建設の歴史の変遷」(『吉備國際大学社会学部研究紀要』2000年、10月)89頁。
 - 27) 傅忠道主編、前掲書、2頁。
 - 28) 孫常敏、胡蘇云「流動人口与城市社区：理論、問題和对策」(柴偉中主編『邁向新世紀的流動人口管理研究』華東師範大学出版社、2001年)91頁。
 - 29) 官庁、機関、企業、団体などの総称である。簡単に言えば、職場との意味である。
 - 30) 「民政部の全国に都市社区建設を推進することに関する意見」によると、「社区建設」とは、党と政府の領導のもとで、社区の力を頼りにして、社区の資源を利用して、社区の機能を強めて、社区の問題を解決して、社区の政治、経済、文化、環境の協調及び健康的發展を促進して、社区構成員の生活の水準と質を絶え間なく高めていく過程である。傅忠道主編、前掲書、95～96頁参照。
 - 31) 劉慶龍、李会欣編著、前掲書、116頁。
 - 32) 陳立行「中国都市における地域社会の実像」(菱田雅晴編『現代中国の構造変動5』東京大学出版会、2000年)153頁。
 - 33) 陳立行、前掲論文、160頁。
 - 34) 本論文では、調査が実施された時期や、具体的調査対象地の形態、調査対象者、調査内容などの説明についてはふれない。それらの内容についての詳しい分析は次の四つの論文を参照のこと。すなわち、渡辺登・武井楨次・应隽「中国における『出稼ぎ労働者』の都市定着に関する研究」『人文科学研究』第99輯、新潟大学人文学部、1999年3月、65～87頁、武井楨次・渡辺登・应隽「『民工』の都市定着への促進・阻害要因に関する研究」『人文科学研究』第100輯、新潟大学人文学部、1999年8月、111～135頁、应隽「職業別に見た『民工』の適応様式についての一考察」『現代社会文化研究』第19号、新潟大学大学院現代社会文化研究科、2000年12月、315～341頁、应隽「中国国内における『移民』女性の社会的地位に関する実証的研究」『アジア文化研究』第9号、国際アジア文化学会、2002年6月、89～202頁である。
 - 35) 調査対象者である都市移入者24人のうち8人が「居委会」の宣伝によって、「暫住人口」条例などを知った。その他の移入者は、家主もしくは雇い主あるいは移入を行った同郷人の先輩、または新聞から都市滞在に関する法規、法律などを知ったと答えている。一方、家主や雇い主も「居委会」の宣伝、督促を受け、移入者に登録手続きなど条例や法律で規定されている手続きを行わせた可能性が大きい。というのは、「居委会」のメンバーや「街道弁事処」の幹部らを対象にした調査では、家主や雇い主(特に建築現場の責任者)に宣伝活動を実施して、規定に従って、登録手続きなどの申請を要求したとの回答があったからである。
 - 36) 应隽『都市における外来労働者の受容についての考察』(新潟大学人文学部卒業論文、1998年1月)

都市基層大衆の自治組織と移入者の定着（应）

65 頁。

37) 孫常敏、胡蘇云、前掲論文、97 頁。

38) 1993 年 12 月 23 日、上海市人民政府が「上海市藍印戸籍管理暫定規定」（「上海市藍印戸口管理暫行規定」を公布した。藍印戸籍の発行対象とは、上海市で投資を行うもしくは上海市の企業に招聘される上海以外の地域から上海市に移動してきた人たちのうちの一部である。簡単に言えば、藍印戸籍は臨時都市戸籍であり、所持者が一時的に上海戸籍保持者となることの証明書である。上海市に続いて、北京市や広州市なども同様な規定を出した。現在では、「上海市藍印戸籍管理暫定規定」が既に廃止されている。

39) 調査対象となった分譲住宅団地では、「藍印戸籍」を申請できたのは 200 戸あまりである。また、「藍印戸籍」保有者と「暫住人口」を合わせると、1000 人あまりにも達している。入居している移入者家族を見てみると、一戸当たり 4 人以上が入居している場合が一般的である。なかには親子三代一緒に居住しているケースも見られる。

主指導教員（武井樞次教授）、副指導教員（井村哲郎教授・國谷知史教授）